

広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則
第9条に関する細則（スプレッド広告関係）

2020年6月17日制定

（目的）

第1条 この細則は、広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則（以下「広告規則」という。）第9条の規定に基づき、会員が行う店頭外国為替証拠金取引に伴うスプレッド広告に関し、虚偽若しくは誇大な表示を排除し、又は表示されるべき事項を定め、投資者の広告表示内容に対する誤認等を防止し、投資者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この細則において「店頭外国為替証拠金取引」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業から除かれるものを除く。）をいう。
- 2 この細則において「広告」とは、広告規則第2条に規定する広告等の表示をいう。
- 3 この細則において「スプレッド」とは、会員が店頭外国為替証拠金取引を行うに際し、顧客に提示する対象通貨の売り（offer）、買い（bid）の価格差をいう。
- 4 この細則において「スプレッド広告」とは、会員が店頭外国為替証拠金取引について行う広告のうち、具体的な金銭単位等の数値をもってスプレッドが表示された広告をいう。
- 5 この細則において「おとり行為」とは、広告を行いながら合理的な理由なく広告どおりのスプレッドを顧客に提示せず、又は形式上は広告内容に添った取引を装いながら、実際には顧客に不利となる取引を行うことをいう。
- 6 この細則において「広告審査担当者」とは、広告規則第7条第1項に規定する広告審査担当者をいう。
- 7 この細則において「取引時間」とは、顧客との店頭外国為替証拠金取引に関し、契約上取引可能な時間をいう。
- 8 この細則において「内部管理責任者」とは、金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則（次項において「内部管理責任者等規則」という。）第8条第1項の規定に基づき任命された内部管理責任者をいう。
- 9 この細則において「内部管理担当役員」とは、内部管理責任者等規則第2条に規定する内部管理担当役員をいう。

（おとり行為の禁止）

第3条 会員は、おとり行為を行ってはならない。

- 2 会員は、おとり行為の未然防止を図るため、顧客の注文を処理し約定を図る過程（以下「注文執行過程」という。）を管理・監督するものとする。
- 3 前項の管理・監督は、注文執行過程に直接関与する部署及び担当者から独立した部署及び担当者が行うものとする。

（広告の審査時の確認事項）

第4条 会員の広告審査担当者は、スプレッド広告の審査を行う際、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 広告のスプレッドが適正であること
- (2) スプレッドに関し、投資者に有利な数値のみを強調していないこと
- (3) スプレッドが広告と異なり顧客にとって不利となることがある場合には、当該場合があること及びその具体的な状況を明確に表示していること
- (4) 広告掲載日を表示していること
- (5) 広告に期限がある場合には有効期限を表示していること

（広告掲載中の確認事項）

第5条 会員の広告審査担当者は、スプレッド広告の有効期間中、広告のスプレッドが適正であることを、継続して確認するものとする。

- 2 会員は、前項の確認の結果、広告のスプレッドが適正でないと判断した場合には、当該広告の修正又は中止を速やかに実施し、広告の適正性を確保するものとする。

（スプレッド実績の公表等）

第6条 会員は、スプレッド広告を行う場合は、当該広告の対象とする通貨に関し、次の各号に掲げる事項を毎営業日記録するものとする。

- (1) 取引時間（第2号の時間を除く。）において、顧客に提示したスプレッドが広告内容と合致し、又は広告内容を下回る時間
- (2) 取引時間において、価格の提示を停止した、又は約定を停止した時間
- (3) 取引時間において、実際に提示したスプレッドの中で最大であった値

2 会員は、前項の記録を基に、営業日毎の前項各号の時間を集計し、毎週金曜日までに、次の各号に掲げる事項を自社のホームページで公表するものとする。

- (1) 公表日の属する週の前週から遡って4週における前項第1号の時間の累計が、当該4週においてスプレッド広告を行った日の取引時間の累計に占める割合
- (2) 公表日の属する週の前週から遡って4週における前項第2号の時間の累計
- (3) 公表日の属する週の前週から遡って4週において前項第3号の値の中で最大となる

値

- 3 前項第1号の割合から判断して、実際に提示したスプレッドが広告と異なっていると認められる場合には、その要因を掲載するものとする。

(記録の保存)

第7条 会員は、スプレッド広告の適正性について事後の検証が行えるよう、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、当該記録の作成から3年間保存するものとする。

- (1) 第3条第2項の規定に基づく管理・監督及びその結果を踏まえた措置
- (2) 第4条の規定に基づく広告の審査の内容
- (3) 第5条第1項の規定に基づく確認及びその結果を踏まえた措置
- (4) 第6条第1項及び同条第2項の各号に掲げる事項

(内部管理責任者等への報告)

第8条 会員は、定期的及び必要に応じて随時に、前条各号に掲げる事項について内部管理責任者に報告するものとする。

- 2 内部管理責任者は、本細則の規定に違反する事実が認められる場合には、速やかにその内容を内部管理担当役員に報告するものとする。

(社内管理体制の整備)

第9条 会員は、スプレッド広告の適正化を図るため、スプレッド広告に関する審査体制、審査基準、審査記録の保存、スプレッド実績の公表及びおとり行為の未然防止を図るための管理・監督等に関する社内規則を整備し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

附 則

この細則は、2020年12月1日から施行する。

以 上